

## 西東京市くらしヘルパー養成研修の取扱い変更に伴うQ&amp;A

No.	質 問	回 答
1	西東京市くらしヘルパー養成研修は、市が作成した講義DVDを使用すれば、誰が開催してもよいのですか。	DVDを使用して西東京市くらしヘルパー養成研修を実施できるのは、西東京市介護予防・生活支援サービス事業における市独自基準の訪問型サービス事業所として指定を受けている事業者様のみです。
2	いつ開催してもよいのですか。	各事業者様のご判断で、いつでも開催(実施)していただくことが可能です。
3	開催頻度や回数に制限はありますか。	研修の開催頻度や回数に制限はございません。
4	受講人数に制限はありますか。	1回の研修において、特に人数制限はございませんが、受講者の学びやすさや感染症対策等に十分配慮した上での実施をお願いいたします。
5	受講対象者に制限はありますか。	生活援助の仕事に従事する意欲がある、18歳以上の方が受講対象となります。ただし、高校生や他のヘルパー資格を既に有する方は対象外です。
6	研修の参加者は各事業者が募集するのですか。	各事業者様で実施していただく研修については、主に各事業者様で参加者の募集を行っていただきます。ただし、市でも、積極的に研修を実施していただける事業者様の一覧を作成し、市のホームページへ掲載したり、西東京市くらしヘルパーに興味を持つ方から問い合わせをいただいた際に配布する等、事業所様の周知を行う予定です。
7	研修を受講しても修了証明書を交付できない事例はありますか。	西東京市くらしヘルパー養成研修は、特定のスキルや専門的な知識の習得を目的とするものではなく、市独自基準の訪問型サービスに従事するにあたり最低限知っておいていただきたい基本的な知識を得ることを目的とした研修です。そのため、所定の講義を全て受講していただければ、基本的には修了証明書が交付されます。ただし、一部の講義を欠席した場合や、出席しても講義を聞いていなかったような場合には、全科目の受講を修了したとはみなされないため、そのような場合には修了証明書は交付できません。
8	確認テストの実施は必須ですか。	必須ではありません。なお、参考ですが、市で研修を実施する場合には、真剣な受講を促すため、及び知識の定着を図るために確認テストを実施しています。仮にこのテストにおいて、一度で基準点を満たさなかった場合でも、その場で復習をしていただいて再度テストを実施し、基準点に達すれば修了証明書を交付するという形で運用しています。
9	修了証明書を法人の代表者名ではなく、事業所の管理者名で交付することは可能ですか。	修了証明書の市指定様式の右下に「運営法人名」及び「代表者名」とあるように、通常は、法人の代表者名での交付を想定しています。ただし、各事業者様のご判断により事業所の管理者名で交付していただくことを不可とするものではございません。